

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第五条関係

(傍線部は、改正部分)

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 30	(略)	(略)	1 ～ 30	(略)	(略)
31	一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～5（略） 6 法第五条第三項において準用する法<u>第</u> <u>四条第七項</u>の規定による条件の付与（5の許可に係るものに限る。） 7～11（略） 12 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（1、3、5、7、9、16及び<u>19</u>の事務に係るものに限る。） 13・14（略） 15 法第五十条の規定による報告の徴収（1から14まで及び16から<u>20</u>までの事務に係るものに限る。） 16・17（略） <u>18 法第五十一条第三項の規定による公表（16の事務に係るものに限る。）</u> <u>19 法第五十一条第四項</u>の規定による措置及び公告（16の事務に係るものに限る。） <u>20 法第五十一条第五項</u>の規定による費用の徴収（<u>19</u>の措置に係るものに限る。）	川口市、加須市、深谷市、草加市、久喜市	31	一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～5（略） 6 法第五条第三項において準用する法<u>第</u> <u>三条第五項</u>の規定による条件の付与（5の許可に係るものに限る。） 7～11（略） 12 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（1、3、5、7、9、16及び<u>18</u>の事務に係るものに限る。） 13・14（略） 15 法第五十条の規定による報告の徴収（1から14まで及び16から<u>19</u>までの事務に係るものに限る。） 16・17（略） <u>（新設）</u> <u>18 法第五十一条第三項</u>の規定による措置及び公告（16の事務に係るものに限る。） <u>19 法第五十一条第四項</u>の規定による費用の徴収（<u>18</u>の措置に係るものに限る。）	川口市、加須市、深谷市、草加市、久喜市
	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	さいたま		二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	さいたま

新				旧			
		1～5（略） 6 法第五条第三項において準用する法 <u>第 四条第七項</u> の規定による条件の付与（5の 許可に係るものに限る。） 7・8（略） 9 法第四十九条第一項の規定による立入 調査、測量並びに竹木その他の物の除去及 び移転（1、3、5、7、13及び <u>16</u> の事務 に係るものに限る。） 10・11（略） 12 法第五十条の規定による報告の徴収（1 から11まで及び13から <u>17</u> までの事務に係 るものに限る。） 13・14（略） <u>15 法第五十一条第三項の規定による公表 （13の事務に係るものに限る。）</u> <u>16 法第五十一条第四項</u> の規定による措置 及び公告（13の事務に係るものに限る。） <u>17 法第五十一条第五項</u> の規定による費用 の徴収（ <u>16</u> の措置に係るものに限る。）	市			1～5（略） 6 法第五条第三項において準用する法 <u>第 三条第五項</u> の規定による条件の付与（5の 許可に係るものに限る。） 7・8（略） 9 法第四十九条第一項の規定による立入 調査、測量並びに竹木その他の物の除去及 び移転（1、3、5、7、13及び <u>15</u> の事務 に係るものに限る。） 10・11（略） 12 法第五十条の規定による報告の徴収（1 から11まで及び13から <u>16</u> までの事務に係 るものに限る。） 13・14（略） <u>（新設）</u> <u>15 法第五十一条第三項</u> の規定による措置 及び公告（13の事務に係るものに限る。） <u>16 法第五十一条第四項</u> の規定による費用 の徴収（ <u>15</u> の措置に係るものに限る。）	市
		三（略）	（略）			三（略）	（略）
32 ） 117	（略）		（略）	32 ） 117	（略）		（略）